

# 年末残高調書を用いた 「住宅ローン控除」の適用 に関するお手続きについて

「調書方式」に対応した金融機関等からのお借入れについて、納税者の方が「住宅ローン控除」を利用する際は、確定申告・年末調整のお手続きが簡素化されます。

## ●●●「調書方式」とは？●●●

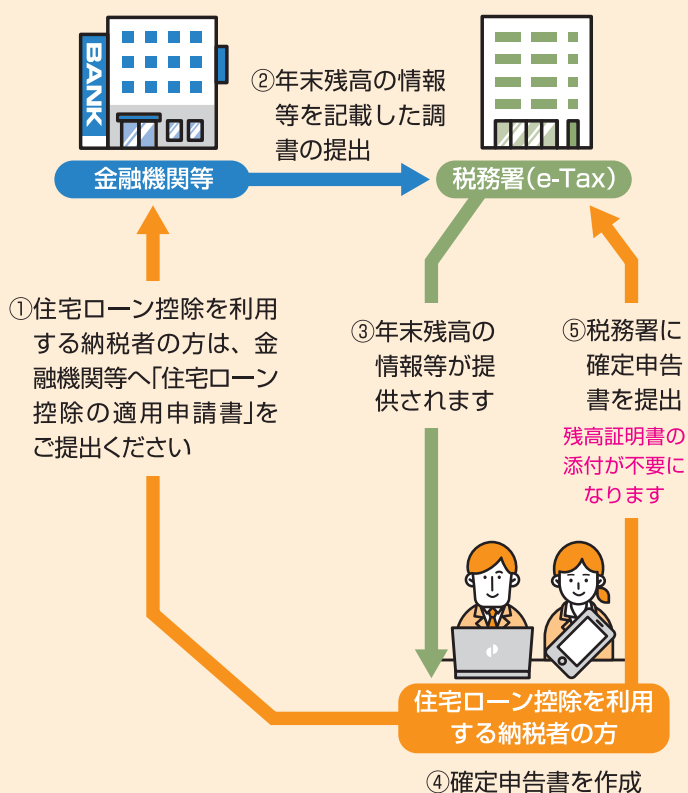
「調書方式」とは、住宅ローン債権者である金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、税務当局から納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

以前は、住宅ローン控除を利用する納税者の方が、金融機関等から提供を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に税務署又は勤務先へ提出する「証明書方式」でしたが、制度の改正によって、システム等の対応が整った金融機関等から順次、「調書方式」へ移行しています。

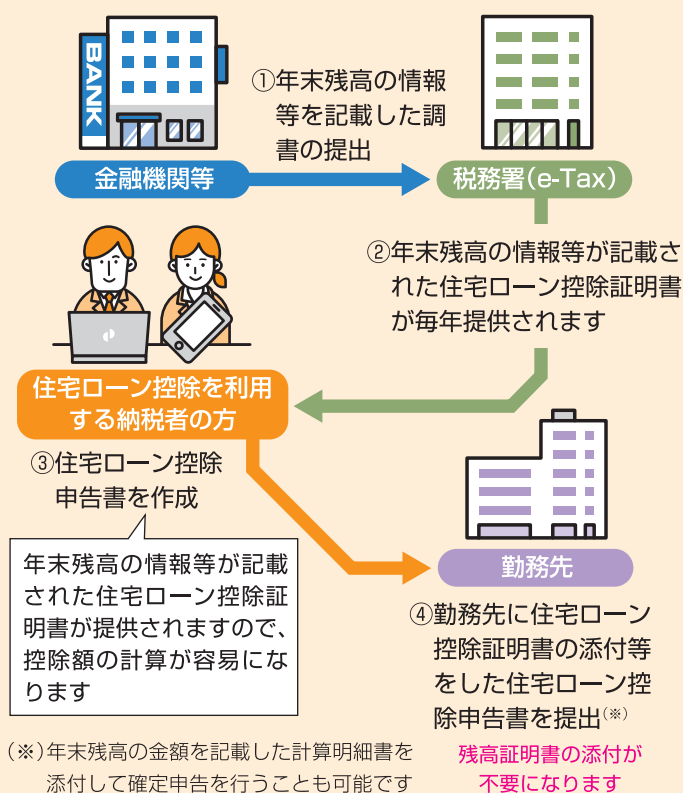
※「調書方式」に対応した金融機関については、国税庁のホームページ（「調書方式」に対応した金融機関の一覧（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/ichiran.htm>））でご確認いただけます。



### 居住開始年（確定申告）



### 居住開始2年目以降（年末調整）





## 居住開始2年目以降の年末調整でのお手続き

住宅ローン控除2年目以降の年末調整による適用<sup>(※1)</sup>にあたっては、税務署から納税者本人に提供される「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」<sup>(※2)</sup>（控除証明書等）を、納税者本人が給与の支払者（勤務先）に提出します（提出方法は下記をご覧ください）。

この控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額（見込額）」を記録・記載した上で、税務署から納税者本人に提供されます（控除証明書等の提供時期は、電子交付の場合は毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃です<sup>(※3)</sup>）。

なお、2年目以降も引き続き、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付は不要です。

- (※1) 住宅ローン控除を受けようとする最初の年分については、確定申告を行うことで控除の適用を受ける必要がありますが、その後の年分については年末調整の際に控除の適用を受けることができます。
- (※2) 税務署から提供された「住宅借入金等特別控除申告書」の用紙の下部分が「控除証明書」となっています。
- (※3) 控除証明書について、入居開始年の確定申告時に「電子交付」ではなく「書面交付」を選択された場合は、2年目以後の住宅ローン控除適用期間に係る控除証明書がまとめて送付されます。この場合、控除証明書がまとめて送付される関係上、住宅借入金等の年末残高に関する事項や金融機関等の名称は2年目の年分の控除証明書にのみ記載されますので、それ以後の年末調整又は確定申告に際しては、金融機関等から提供される住宅ローン返済計画表等を基に控除額の計算を行っていただく必要があります。

### 電子的控除証明書等の提出について

税務署から納税者本人に電子交付される控除証明書等（e-Taxのメッセージボックスに格納される電子データ（XML形式））は、それぞれ次の方法で給与の支払者（勤務先）に提出します。

- ① 勤務先が電子的控除証明書等（電子データによる控除証明書等）の受付に対応している場合  
➔ 「年末調整控除申告書作成ソフトウェア」（国税庁提供）や勤務先指定のソフトウェアを使って、取得した電子データ（XML形式）を提出（送信）します。
- ② 勤務先が電子的控除証明書等の受付に対応していない場合  
➔ 「QRコード付証明書等作成システム」（国税庁提供）を利用して、電子的控除証明書等を書面で出力し、提出（提示）します。  
「QRコード付証明書等作成システム」については、国税庁・e-Taxホームページ「QRコード付証明書等作成システムについて」（<https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm>）をご覧ください。



## もっと詳しくお知りになりたい方は

制度の詳細については、次の国税庁ホームページをご覧ください。

### 住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）について

➔ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm>



### 住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）に関するよくある質問

➔ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/qa.htm>



### 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報のマイナポータル連携に関するFAQ

➔ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/pdf/0024012-098.pdf>



### 控除証明書等の電子的交付について

➔ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm>



(※) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

注意事項：本リーフレットの内容は、2025年10月1日現在、国税庁から公表された情報によります。